

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 危機管理防災課

法令名	火薬類取締法	法令の番号	昭和25年法律第149号
許認可等の種類	火薬類の製造営業の許可又は製造施設等の変更の許可	根拠条項	第3条又は第10条第1項
審査基準	<p>法第7条（許可の基準）に適合していること。 ただし、法第6条（欠格事由）各号の一に該当していないこと。</p> <p>施行規則第4条（製造施設の基準）に適合していること。 施行規則第5条（製造方法の基準）に適合していること。</p> <p>施行規則第4条及び第5条中、経済産業大臣が定める告示については次の①から③までによること。 ①火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示 （昭和49年通商産業省告示第58号） ②火薬類取締法施行規則第30条の規定による避雷装置の位置、形式、構造、材質等 （昭和31年通商産業省告示第228号） ③火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質の基準 （昭和35年通商産業省告示第76号）</p>		
	受付機関 危機管理 防災課	処理機関 危機管理 防災課	交付機関 危機管理 防災課